

児童・高齢者虐待問題対策
特別委員会 報告書

平成17年12月

児童・高齢者虐待問題対策特別委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	委員会の活動状況	2
第 3	児童虐待防止、早期発見及び児童と家庭への支援等 総合的な対策に向けた課題と提言	5
	児童虐待の現状	5
	各ステージに応じた課題と今後進めるべき施策	1 0
	児童相談所における児童家庭相談機能等の強化	2 0
第 4	高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応 の仕組みづくりに向けた課題と提言	2 2
	家庭内における高齢者虐待防止対策	2 2
	施設内における高齢者虐待防止対策	3 6
第 5	おわりに	4 4
第 6	委員会委員名簿	4 5
第 7	調査関係部課	4 5

第1 はじめに

我が国は、世界に類のない速度で少子・高齢化が進行しており、現在、社会経済システム全般において、将来にわたり持続可能なものになるよう改革が進められている。子どもや高齢者を取り巻く環境も大きく変化しており、核家族化による家庭の養育力の低下や家庭・地域の連帯感の希薄化、規範意識の低下などもあいまって、児童虐待、高齢者虐待が各地で顕在化し、大きな社会問題となっている。

児童虐待は、家庭環境、生活状況、子ども自身の問題等が複雑に絡み合って発生するため、解決まで時間がかかることや、子どもの心身に大きな傷を残し、その後の成長に大きな影響を及ぼすなど、深刻かつ重大な問題となっている。国では、多発する児童虐待に適切に対応するため、児童虐待防止法や児童福祉法を改正し、取組の強化を行っている。

また、高齢者虐待は、家庭内・施設内等の閉ざされた場所で起きるケースが多く、虐待を行う側、受ける側とも虐待の意識が乏しいため、現れにくいという特徴がある。そのため、国においては、先の特別国会で、議員立法により高齢者虐待防止法を制定し、高齢者虐待防止の法的枠組みを定めたところである。

県においては、児童虐待に関しては、児童相談所の体制強化や関係機関の連携の強化等、また、高齢者虐待については、地域での高齢者虐待防止に向けたモデル事業等に取り組んできた。しかしながら、虐待のない健全で明るい社会を実現するためには、児童虐待防止対策の一層の強化と高齢者虐待防止に向けた仕組みづくりが、喫緊の課題となっている。

このため、本委員会では、「児童虐待の防止、早期発見及び児童と家庭への支援等総合的な対策」及び「高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくり」について、関係者との意見交換や現地調査など、積極的な調査・研究活動を行ってきたところである。

この報告書は、こうした本委員会の調査研究活動の結果を取りまとめたものである。

第2 委員会の活動状況

1 平成17年3月23日(水)

〔第1回委員会 定例会中〕

(1) 第279回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。

正副委員長の互選の結果、委員長に上野通子委員が、副委員長に高岡真琴委員が選任された。

(2) 閉会中の継続調査事件として次の2件を議長に申し出、議決された。

- ・児童虐待の防止、早期発見及び児童と家庭への支援等総合的な対策に関する調査研究について
- ・高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくりに関する調査研究について

2 平成17年4月28日(木)

〔第2回委員会 閉会中〕

(1) 委員席を決定した。

(2) 重点テーマを次のとおり決定した。

- ・児童虐待の防止並びに虐待を受けた子どもの迅速な保護等について
- ・虐待を受けた子どもの適切なケア、養育及び自立支援のための体制整備について
- ・高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応の仕組みづくりについて

(3) 年間活動計画を決定した。

3 平成17年6月13日(月)

〔第3回委員会 定例会中〕

児童虐待の現状と防止対策について、保健福祉部児童家庭課長の説明を受け、質疑を行った。

4 平成17年7月27日(水)

〔第4回委員会 閉会中〕

- (1) 高齢者虐待の現状と防止対策について、保健福祉部高齢対策課長から説明を受け、質疑を行った。
- (2) 児童虐待問題に係る関係機関の連携について、関係者から説明を受け、質疑を行った。

5 平成17年8月3日(水)～5日(金)

〔第5回委員会 閉会中〕

- (1) 岡山県議会を訪問し、岡山県の高齢者虐待対策について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 鳥取県鳥取市の鳥取こども学園を訪問し、情緒障害児短期治療施設等について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

6 平成17年10月4日(火)

〔第6回委員会 定例会中〕

- (1) 児童虐待問題に係る総合的な支援について、保健福祉部児童家庭課長の説明を受け、質疑を行った。
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組について、保健福祉部高齢対策課長の説明を受け、質疑を行った。

7 平成17年10月25日(火)

〔第7回委員会 閉会中〕

- (1) さくら市の養徳園を訪問し、小規模グループケア等について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 宇都宮市の中央児童相談所を訪問し、児童虐待問題への対応について関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 宇都宮市の栃木県済生会宇都宮乳児院を訪問し、乳児院について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

8 平成17年11月21日(月)

〔第8回委員会 閉会中〕

- (1) 高齢者虐待防止法について、保健福祉部高齢対策課長の説明を受け、質疑を行った。
- (2) 報告書(素案)について、討論を行った。

9 平成17年12月14日(水)

〔第9回委員会 定例会中〕

報告書(案)について、検討を行った。

第3 児童虐待の防止、早期発見及び児童と家庭への 支援等総合的な対策に向けた課題と提言

児童虐待の現状

1 虐待相談件数の推移

本県の児童虐待相談処理件数は、児童虐待防止法が施行された平成12年度以降高い水準で推移し、特に平成16年度には450件と前年(284件)の約1.6倍に急増している。全国的にみても平成12年度以降一貫して増加傾向にあり、平成16年度が32,979件と約1.9倍となっている。

また、今年度の11月までの児童相談所における虐待相談受付件数は400件で、昨年度同時期(316件)より27%増加しており、本年度についても引き続き増加傾向が続いている。

なお、本年4月から相談窓口となった市町村でも372件(11月末)の虐待相談を受け付けており、これらを合わせると児童相談所の昨年度の受付件数(462件)を既に大きく上回っている。

表1 児童虐待処理件数の推移 (単位：件)

	H12	H13	H14	H15	H16
栃木県	285	312	255	284	450
全国	17,725	23,310	23,857	26,620	32,979

表2 栃木県における虐待相談の処理状況 (単位：件、%)

年度	処理総数		施設入所		里親等委託		面接指導		その他	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
12	285	(100)	36	(12.6)	1	(0.4)	241	(84.6)	7	(2.4)
13	312	(100)	49	(15.7)	5	(1.6)	255	(81.7)	3	(1.0)
14	255	(100)	29	(11.4)	1	(0.4)	223	(87.5)	2	(0.7)
15	284	(100)	27	(9.5)	1	(0.4)	255	(89.8)	1	(0.3)
16	450	(100)	67	(14.9)	0	(0)	360	(80.0)	23	(5.1)

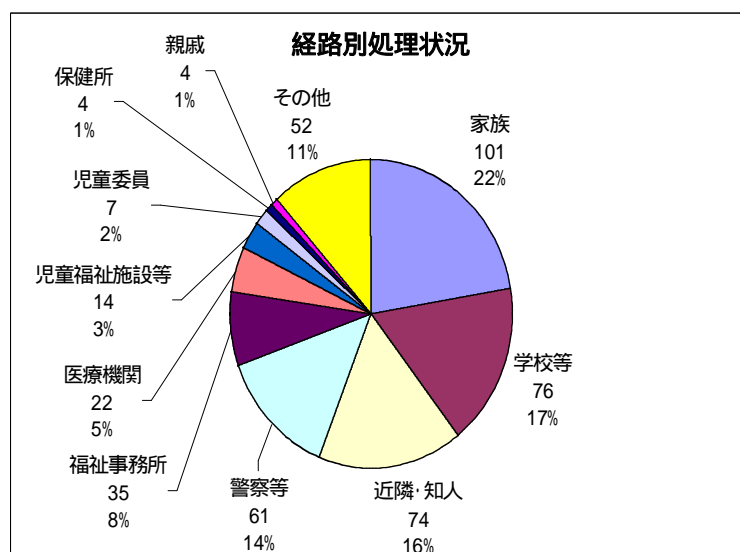
(注) カッコ書きは構成比

2 児童虐待相談処理状況（平成16年度）

(1)経路別処理状況

児童虐待の通告がなされる経路は、「家族」が一番多く、次いで「学校等」、「近隣、知人」、「警察」の順となっておりこの4者で通告全体の約70%を占めている。

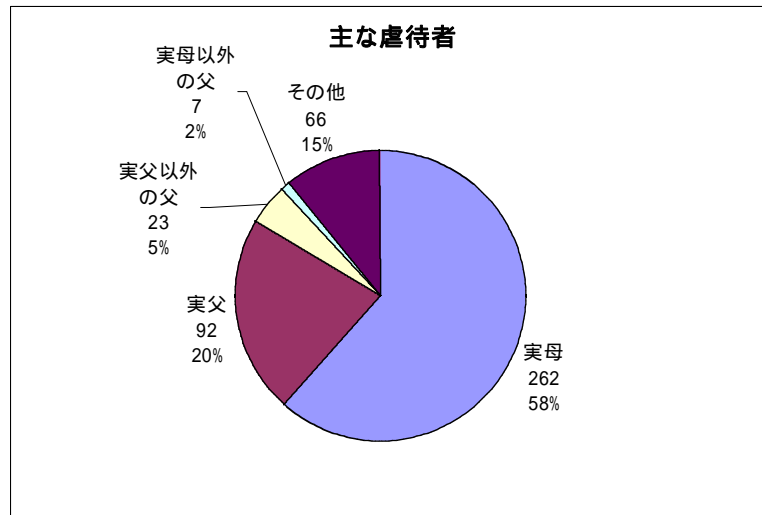
グラフ1 経路別処理状況



(2)主な虐待者

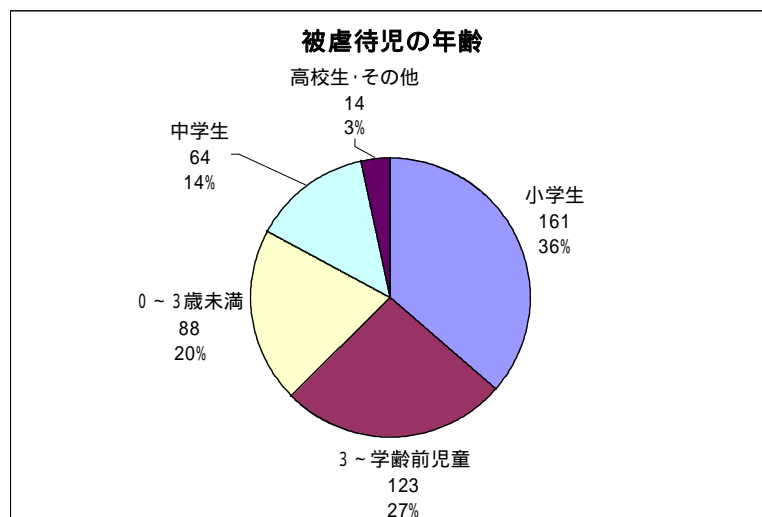
虐待者については「実母」が58%、次いで「実父」が20%と、この2者（子どもが最も信頼を寄せるべき者）で全体の78%を占めている。

グラフ2 主な虐待者



(3)被虐待児の年齢

虐待を受けている児童は、「小学生」が 36 %、次いで「3歳～学
 齢前児童」、「0歳～3歳未満」となっており、この3者で全体の 80
 %以上を占めている。また、児童虐待防止法施行(平成 12 年 11 月 20
 日)から平成 15 年 6 月末日までに、国で把握している虐待死亡事例
 (125 件)の検証結果によると「0歳～3歳児」の死亡ケースが全
 体の約 80 割を占めている。

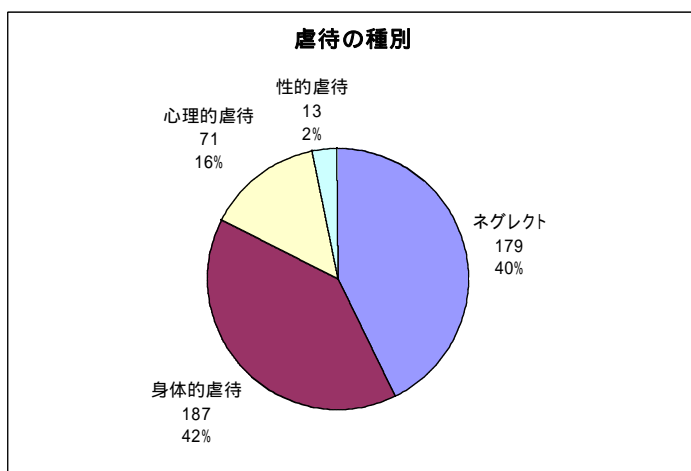


グラフ3 被虐待児の年齢

(4) 虐待の種別

ネグレクトと身体的虐待の2つで全体の80%以上を占めているが、これは主な訴えによるものであり、通常複数の種別の虐待が行われているのが実態である。

グラフ4 虐待の種別



虐待の種別

児童虐待とは保護者とその監護する児童に対して行う次の行為。

身体的虐待：児童に殴る蹴るなど、児童の身体に暴行を加えること。

性的虐待：児童への性交など、児童にわいせつな行為をすること、又はさせること。

ネグレクト（親の養育の怠慢・拒否）：食事を与えない、世話をしないなど保護者として著しく監護を怠ること。

心理的虐待：無視、脅かしなど言葉や行動で児童に著しい心理的外傷を与えること。

(5) 虐待の要因として考えられる家庭等の主な状況

経済的困難が31%、夫婦間不和が20%など家族間の葛藤などにより、家庭が不安定な状況にある場合に虐待に結びついている。また、一人親家庭が28%、親族・近隣等からの孤立が20%となっており、子育てについて誰にも相談できない状況が虐待に結びついている。さらに、育児能力の低さが27%、精神疾患・アルコール依存等が15%となっている。

表3 虐待の要因として考えられる家庭等の主な状況

(単位：%)

経済的困難	一人親家庭	育児能力の低さ	夫婦間不和	親族・近隣等からの孤立	精神疾患・アルコール依存等
31	28	27	20	20	15

注)平成16年度の処理件数450件について、複数回答可として状況を分析した結果であり、合計は100とならない。

(6)虐待の要因として考えられる被虐待児の主な状況

精神発達の遅れや障害がある場合が12%、情緒障害による強い攻撃性があるなど、情緒行動に問題がある場合が9%、非行など、問題行動ありの場合が7%、及び身体発達の遅れや障害がある場合が3%となっている。また、施設入所など、親との分離体験がある場合が8%と高く、望まれずに出生した場合も4%となっている。

表4 虐待の要因として考えられる被虐待児の主な状況

(単位：%)

精神発達の遅れや障害あり	情緒行動に問題あり	親との分離体験あり	問題行動あり	望まれずに出生	身体発達の遅れや障害あり
12	9	8	7	4	3

注)平成16年度の処理件数450件について、複数回答可として状況を分析した結果であり、合計は100とならない。

各ステージに応じた課題と今後進めるべき施策

児童虐待の現状を踏まえ、本委員会では各ステージごとの課題を解決するために、今後進めるべき施策を以下のとおり提言する。

1 未然防止

(1)現状と課題

児童虐待は、子ども自身の問題、生活状況、家庭環境、社会環境、親の生育歴等を含めた様々な要因が複雑に絡み合って発生するため、一度発生すると解決が難しく、解決までに時間を要する可能性がある。また、虐待を受けて育った子は、成長して自分が親になると、自分の子と健全な親子関係を上手く築けずに、今度は自分が児童虐待をしてしまう、いわゆる虐待の世代間連鎖に陥る可能性があると言われている。

したがって、現に虐待を受けている子どもやその保護者に対する援助が重要であることは勿論のこと、虐待に至る前に未然に防止することが重要である。

県では、家庭や児童に関して 365 日相談に応じる「テレホン児童相談」などを実施し、虐待の未然防止にも努めているが、育児に関する知識、経験が十分でない家庭への支援とともに、未然に防止するための普及啓発活動や児童相談体制の充実等に努めていくことが必要である。

(2)今後進めるべき施策

普及啓発

虐待の未然防止の観点から、シンポジウムの開催や広報誌への掲載等を通して児童虐待に関する県民の理解をさらに深める取組を行う。

日常的に子どもと関わることが多い関係機関に対しても、啓発資料の配布、児童虐待に関する研修会を実施するなど普及啓発に努める。

児童相談体制の充実

児童家庭支援センターは、児童相談所からの指導委託を受けてケースに対応できるなど、児童相談所の補完機能を果たせる機関であり、その設置を検討する。

子育て家庭への支援

子育てを支援することにより虐待を未然に防止するため、市町村が養育力不足と推測する家庭へ保健師・保育士等を派遣して、支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を促進する。

また、特に虐待ハイリスク家庭を訪問した場合には、その支援強化に努める。

地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、子育てに関する相談や情報提供等を行う、地域子育て支援センター等の設置促進に努める。

2 早期発見

(1)現状と課題

児童虐待は未然に防ぐことが第一であるが、それができなかった場合でも、子どもの安全を守り、親子関係を修復することを考えると、できるだけ早期に発見し対応することが重要である。

県では、児童虐待緊急ダイヤルを設置するなど、虐待通告を24時間受理するための体制を整備しているが、子どもと接する機会が多い関係者への普及啓発や、関係機関相互の連携強化等にも努める必要がある。

(2)今後進めるべき施策

関係者の資質向上

地域でもっとも身近な関係者として、役割が期待されている民生委員・児童委員に対して、研修の充実に努める。

今年度から、相談窓口となった市町村の役割と責任は非常に大きくなってきているが、市町村においては、人材確保が大きな課題となっており、県としては、引き続き市町村職員の研修を実施し、市町村職員の資質向上に努める。

関係機関が行う自主的研修等へも講師を派遣するなど、継続的に支援する。

関係機関との連携の強化

今年度、各児童相談所単位で設置した児童相談業務連絡協議会においては、市町村等に対して児童相談所の持っているノウハウの提供や、要保護児童対策地域協議会設置促進に向けた検討など、その適正な運営を行いながら継続的に市町村を支援する。

市町村等関係機関に対して、虐待事例集を配布し支援する。

3 初期対応

(1)現状と課題

初期の段階では、情報収集・分析（リスクアセスメント）、子どもの安全確認など、適切かつ迅速な対応が必要となるため、児童相談所の職員個々の能力を高めながら、組織的な対応力の強化を図るなど、児童相談所の体制強化に努めているところである。しかしながら、今年度から新たに相談・通告窓口になった市町村をはじめ、警察、学校、医療機関、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園など関係機関との連携の強化に努める必要がある。

(2)今後進めるべき施策

児童相談所の体制強化

児童福祉司は、児童や保護者等から児童の福祉に関する相談に全般的に応じているが、特に児童虐待対応チームの児童福祉司

は、虐待ケースにおいて初期の緊急対応から虐待ケースを支援しており、いずれも抱えている相談ケースの多さや相談内容が複雑で困難なものとなっていることから、さらなる増員が望まれる。

児童心理司は、従来の判定業務に加え、児童福祉司とペアで虐待ケースを初期の段階から支援することが求められており、さらなる増員が望まれる。

児童虐待対応チーム及び児童虐待対応チーム連絡会議については、その設置の効果について検証を行い適切かつ効果的な運用に努める。

児童相談所の業務を遂行するためには、必要な専門性の確保が多方面から望まれており、児童福祉司等児童相談所職員の資質向上、専門性の向上を目指した継続的かつ実践的な研修や、児童相談所の業務内容を定期的にチェックする「業務指導」を効果的に実施する。

一時保護所では、虐待や非行など様々な背景や問題を抱えた子どもや、幅広い年齢層、男女別の問題も含め生活援助の場面での適切な対応が必要と思われるが、一時保護を要する子どもの状況に応じた適切な処遇を出来る限り確保し、よりきめ細かい一時保護が可能となるよう、その機能の充実方策について検討していく。

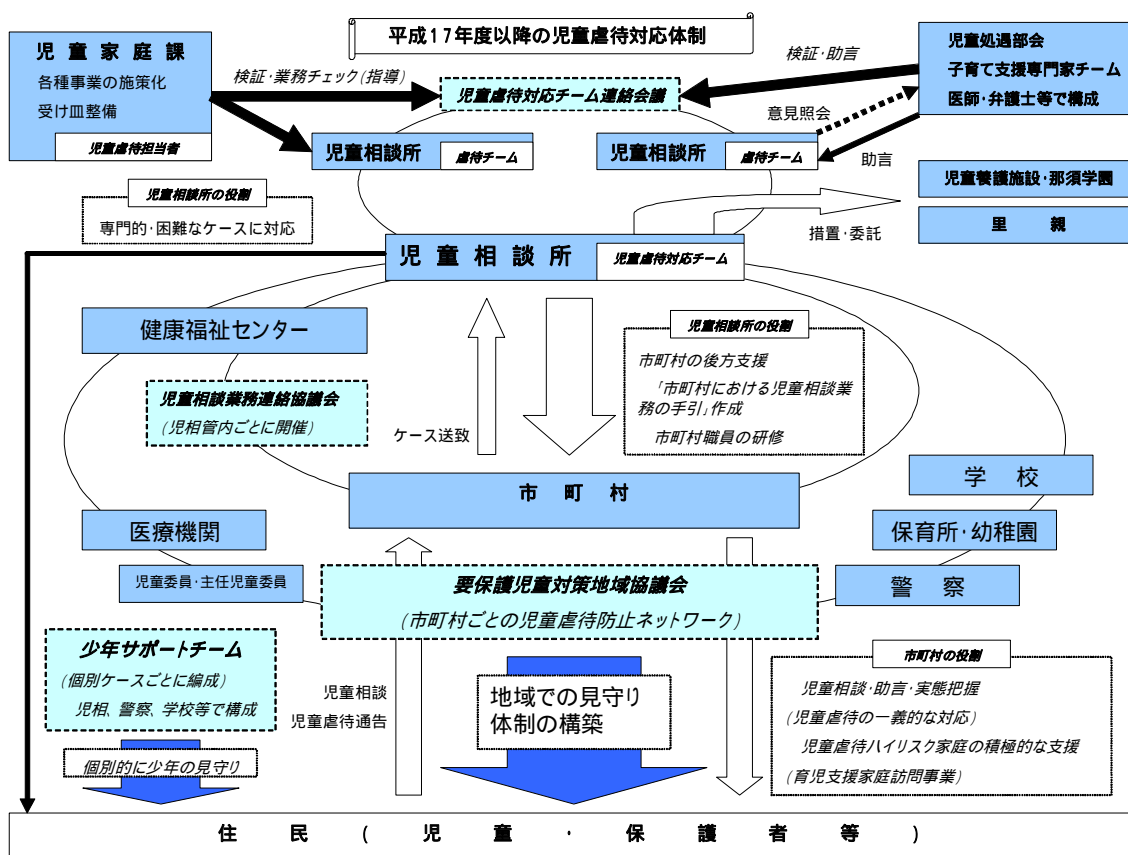
関係機関との連携の強化

地域における関係機関の有機的な連携を促進するため、児童福祉法の改正により要保護児童対策地域協議会が設けられたが、県内で設置している市町村は、まだまだ少ない状況にあり、協議会の設置に向けた取組を積極的に県が支援していく。

要保護児童への支援・指導を関係機関が連携して行うため、警察、学校、民生委員・児童委員、市町村等で構成される、「サポートチーム」の設置を促進する。

児童相談所が対応に苦慮するケースについて助言を得るため、医師、弁護士、臨床心理士等で構成される、「子育て支援専門家チーム」の適切な活用に努める。

図1 児童虐待対応体制



4 子どもの心のケア

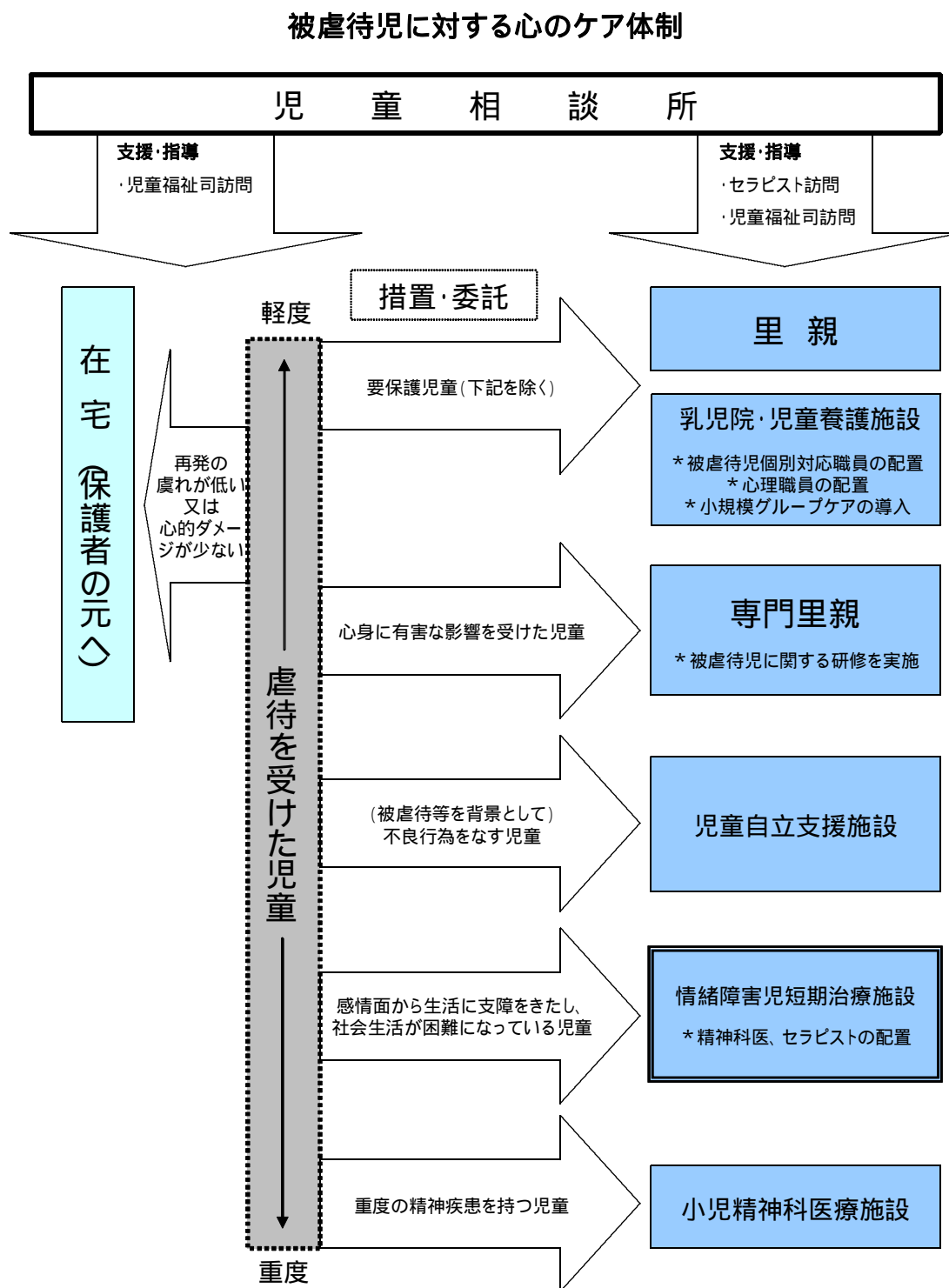
(1)現状と課題

虐待により、心に深い傷を持つ子どもたちへの、心のケアの充実を図るため、個々の子どもに応じた適切なケアの他、施設職員への処遇技術の向上のための研修等が必要である。

県では、児童相談所に被虐待児の心理的治療援助を行うセラピストを配置するなど、心のケアの充実に努めているほか、被虐待児を専門に養育する専門里親を養成するための研修等を実施しているところであるが、虐待等が原因となり感情面から生活に支障をきたし、社会生活が困難になっている子どもを受け入れ、心理療法及び生活指導を行う施設の整備も課題である。

さらに、より家庭的な雰囲気の中で子どもをケアし、自立を支援する里親への委託促進も必要である。

図2 被虐待児に対する心のケア体制



(2)今後進めるべき施策

施設におけるケアの充実

小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を促進する。

(小規模グループケア)

表5 小規模グループケアの本県の実施状況 (H17. 10. 1現在)

実施施設	実施場所	実施の状況	備考
養徳園	さくら市	事業開始：平成16年4月1日、定員6名(現員6名) 実施場所：施設に隣接する1戸建て住宅	
イースター ヴィレッジ	足利市	事業開始：平成16年9月1日、定員6名(現員6名) 実施場所：施設から5km	名称：谷の家
桔梗寮	那須烏山 市	事業開始：平成16年11月1日、定員6名(現員6名) 実施場所：施設から400m 1戸建て住宅	
あかつき寮	真岡市	事業開始：平成16年12月1日、定員6名(現員6名) 実施場所：施設内職員宿舎増改築	名称：ほお ずき家

施設被虐待児個別対応職員及び心理的治療援助を行うセラピストの配置や、施設職員に対する研修の実施により心理療育体制を整備するとともに、グループ指導の一環として行う被虐待児フォローアップ事業を推進する。

自治医科大学子ども医療センターの整備を推進するとともに、治療、療育に主眼を置いた心理療育体制のあり方について検討を重ね、情緒障害児短期治療施設を含めた総合的な支援体制の充実に取り組む。

里親への委託促進

県民や学校等関係機関へ、里親制度に関する普及啓発を継続して実施していく。

里親の養育力を高めるための研修や、被虐待児を専門に養育する専門里親の養成研修の充実を図る。

里親委託の促進を図るため、児童と里親の相性の確認（マッチング）の活性化を図る。

社会的養護の「地域化」「小規模化」「家庭的養護」を具現化するために、養育力のある里親を主体として、施設と里親の中間的な養護形態であるグループホームを設置し、里親委託を促進することも検討すべきである。

表5 児童受託里親数及び委託児童数の推移
(各年4月1日現在)

項目 \ 年度	13	14	15	16	17
里親登録数(人)	239	220	168	177	178
委託里親数(人)	53	54	45	38	36
委託児童数(人)	59	59	51	43	40

里親の種類

養育里親 要保護児童（保護者がいない児童、保護者に看護させることが不
適当な児童）を養育する里親

親族里親 両親の死亡などにより、3親等以内の児童を養育する里親

短期里親 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育する里親

専門里親 2年以内の期間を定めて、虐待を受けた児童及び非行などの問題を有する児童を養育する里親で、必要な専門研修を修了した里親

5 保護者への指導・家族の再統合

(1)現状と課題

児童虐待、特に緊急性の高い重症事例では、親は虐待を否認していることが多く、そのため介入に対して怒りや被害感が生まれ、支援機関と関係を結ぶことが困難になることが多い。また、たとえ、子どもの安全を保証するための家族分離であっても、子どもは家族から離れることを望まず、家族からの分離が心理的な外傷体験となることも少なくない。そのため分離を余儀なくされた後の子どもと家族への適切な支援が必要となる。

県では、保護者へのカウンセリングを適切に行う事業や、被虐待児等の家庭復帰・里親委託の支援を行うため家庭支援専門相談員を、児童養護施設に配置することなどを実施しているが、健全な親子関係を再構築するためには、子どものケアと併せて保護者へのカウンセリングなどの他、専門職員により家庭復帰を支援する取組みが重要である。

(2)今後進めるべき施策

家族再統合

保護者に対して精神科医等専門家の助言を得ながら、より専門的かつ適切なカウンセリングを実施する。

家族療法事業（心理療法職員による子ども及び家族全体に対する心理療法）の導入を促進する。

施設において、虐待等の理由で入所している児童について、早期の家庭復帰等を支援する「家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャル-カ-)」の配置促進など、家族再統合の機能充実に務める。

児童相談所における児童家庭相談機能等の強化

児童虐待の現状を踏まえた、各ステージごとの課題を解決するための提言のほか、児童家庭相談の中核を担う児童相談所について、今後進めるべき方策について以下のとおり提言する。

1 児童相談所の必要な職員体制の確保

(1)現状と課題

児童虐待相談件数の大幅な増加や困難事例の増加など、児童相談所を巡る厳しい状況を踏まえ、職員配置の充実が図られてきているが、それでもなお、現場においては現在の児童相談所の体制について厳しい認識が共有されている。また、虐待に関する相談のみならず、非行相談や家族再統合などにも十分な対応が求められており、引き続き児童相談所の体制強化に向けた取組が求められる。

(2)今後進めるべき方策

児童福祉司及び児童心理司

児童福祉司は、本来虐待ケースであれば、初期の緊急対応から子どもの自立支援や家族再統合に向けた親子への支援までを行うことがその役割であるべきだが、現状では相談ケースの数の多さなどから初期対応における支援に力点がおかれており、十分な支援を行うことが、困難な体制であるという認識のもと、適正な人員確保に努める。

また、児童心理司については、従来の判定業務に加え、一時保護中の子どもの心理療法、心理面からの援助方針の策定などにも積極的に関わることを求められているほか、特に虐待ケースにおいては、児童福祉司とペアでケースを支援することとしていることから、適正な人員確保に努める。

専門性の向上

児童相談所の業務を遂行するにあたり必要な専門性を確保するため、児童福祉司や児童心理司については、高い専門性が求められる。そのため、継続的かつ実践的な研修を充実させることが望まれる。

多様な職種による体制

複雑かつ困難な虐待事例に対応する上で、複眼的な視点で支援することが有効であると考えことから、保健師や教員等の多様な職種を交えた体制づくりが望まれる。

2 一時保護の充実

(1)現状と課題

一時保護所においては、虐待・非行など様々な背景や問題を抱えた子ども、幅広い年齢層の子どもを保護しなければならず、また、生活援助場面での男子と女子の分離対応等が必要となり、施設面での充実が望まれる。

また、昨今の入所者数の増加により一時保護所が定員一杯になる状況が度々生じていることから、委託一時保護と合わせた、子どもにとってより良い環境下での適正な一時保護が望まれる。

(2)今後進めるべき方策

一時保護所

一時保護を要する子どもの状況に応じた適切な処遇を出来る限り確保し、よりきめ細かい一時保護が可能となるよう、その機能の充実方策について検討していく。

委託一時保護

現在の一時保護所の状況を踏まえれば、施設や里親への一時保護についてもある程度進めていく必要があるが、その際には施設や里親との十分な連携の下、実施することが必要である。